

過疎法・地域未来投資促進法・地域再生法による課税免除又は不均一課税制度の比較表

＜R6.4月現在＞

	過疎法	地域未来投資促進法	地域再生法
対象区域	・ 過疎地域 全部過疎 … 11市町村 一部過疎 … 3区域（旧美郷村・旧山川町・旧市場町） 特別特定市町村 … 1区域（旧三好町） ・ 準過疎地域（減収補てん対象外） 2区域（旧土成町・旧三加茂町）	・ 促進区域 県内全市町村の区域	・ 地方活力向上地域 「とくしま回帰」新たなしごとづくり計画（本県の地域再生計画）において県内市町村ごとに設定した区域
対象業種等	・ 製造業 ・ 情報サービス業等 ・ 農林水産物等販売業 ・ 旅館業（下宿営業を除く） ※以下、個人に限る。 ・ 畜産業 ・ 水産業	徳島県基本計画 5（1）地域の特性及びその活用戦略に定める次の分野 ・ 成長ものづくり分野（電子部品・デバイス・電子回路製造業、化学工業、機械器具・金属製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、食料品・木材木工・繊維等） ・ 観光・スポーツ分野	・ 事務所 … 調査及び企画部門 … 情報処理部門 … 研究開発部門 … 国際事業部門 … その他管理業務部門 … 商業事業部門（一部） … 情報サービス事業部門 … サービス事業部門（一部） ・ 研究所（工場内の研究開発施設を含む） ・ 研修所 ・ 上記の事務所・研究所・研修所の新設に併せて整備する児童福祉施設 ※「拡充型事業」… 地方にある本社機能を拡充し、上記の事務所・研究所・研修所等を整備する事業 ※「移転型事業」… 東京23区にある本社機能を地方活力向上地域に移転し、上記の事務所・研究所・研修所等を整備する事業
取得価額要件	①建物及びその附属設備 ②構築物 ③機械及び装置 ④船舶 ⑤航空機 ⑥車両及び運搬具 ⑦工具・器具及び備品 上記の取得価額の合計額が、対象業種・資本金規模に応じ、5百万円～2千万円以上 ＜製造業・旅館業＞ 資本金5千万円以下 … 5百万円以上（個人を含む） 資本金5千万円超 … 1千万円以上1億円以下 資本金1億円超 … 2千万円以上 ＜情報サービス業等・農林水産物等販売業＞ 資本金区分なし … 5百万円以上 ※資本金5千万円超の場合は、新增設に係る取得等に限る。 ※個人が行う畜産業又は水産業に取得価額要件はない。	①建物及びその附属設備 ②構築物 ③その敷地である土地 上記の取得価額の合計額が1億円超（農林漁業関連業種は5千万円超） ※本県の基本計画に基づき「地域経済牽引事業計画」を策定し、知事の承認を受け、承認後、国において事業の先進性等の確認を受けたものに限る。 ※家屋の延床面積の1／2以上が地域経済牽引事業のための施設である場合に限り、当該割合部分相当額。（個々の家屋において判定） ※構築物については、地域経済牽引事業のための施設（同事業の用に供される部分）の構築物の取得価額の合計額の占める割合が1／2以上ある場合に限り、当該割合部分相当額。 ※土地については、対象家屋の垂直投影面積に上記家屋の割合（個々の家屋におけるそれぞれの割合）を乗じた面積相当額。	①建物及びその附属設備 ②構築物 ③機械及び装置 ④船舶 ⑤航空機 ⑥車両及び運搬具 ⑦工具・器具及び備品 上記の取得価額の合計額が3千8百万円以上（中小事業者等の場合は1千9百万円以上） ※本県の地域再生計画に基づき「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を策定し、知事の認定を受けたものに限る。
特別償却対象要件	あり ※個人が行う畜産業又は水産業を除く。	なし ※青色申告書を提出する個人又は法人であることを要する。	なし ※青色申告書を提出する個人又は法人であることを要する。
公害法令違反適用除外	あり	なし	なし
課税免除又は不均一課税の対象となる税目	＜課税免除＞ ・ 不動産取得税 ・ 法人事業税（3事業年度） ・ 個人事業税（3箇年） ※個人が行う畜産業又は水産業を除く。 ・ 個人事業税（5箇年） ※個人が行う畜産業又は水産業に限る。	＜課税免除＞ ・ 不動産取得税	【拡充型事業】 ＜不均一課税＞ ・ 不動産取得税（9／10を軽減） 【移転型事業】 ＜課税免除＞ ・ 不動産取得税 ・ 法人事業税（3事業年度） ・ 個人事業税（3箇年） ※事業税は【移転型事業】のみ適用
不動産取得税の課税免除対象	家屋の対象面積及びその敷地（当該家屋等の垂直投影面積のうち、対象事業の用に供する部分割合相当面積）	家屋の対象面積及びその敷地（当該家屋等の垂直投影面積のうち、地域経済牽引事業のための部分割合相当面積） ※家屋の延床面積の1／2以上が地域経済牽引事業のための施設である場合に限り。（個々の家屋において判定）	家屋の対象面積及びその敷地（当該家屋等の垂直投影面積のうち、対象事業の用に供する部分割合相当面積）
	土地については、取得日の翌日から起算して1年以内に、家屋若しくは構築物の建設に着手し、又は当該土地の取得時に現に有した家屋若しくは構築物の全部若しくは一部を対象施設とした場合に限り。また、地域未来投資促進法の場合は、基本計画の同意日以後の取得に限り、地域再生法の場合は、地域再生計画の公示日以後の取得に限る。		